

# 見附市健幸スポーツ推進計画

市民一人1スポーツ

～スポーツの力による「スマートウェルネスみつけ」の実現～



見附のイメージキャラクター「ミッケ」

令和 3 年 3 月

見附市

## 目 次

### 第1章 健幸スポーツ推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画におけるスポーツの定義と捉え方	2

### 第2章 見附市の環境

1 見附市を取り巻く環境	3
2 スポーツ施設の現況	3
(1) 体育施設の状況	3
(2) 学校体育施設開放の状況	4
3 見附市のスポーツ団体	4
(1) スポーツ協会	4
(2) 総合型地域スポーツクラブ	5
(3) スポーツ少年団	5
(4) スポーツ推進委員	5
4 「スマートウェルネスみつけ」の取り組み	6
(1) 健康運動教室	6
(2) 健幸スポーツの駅	6
5 スポーツに関する市民の意識	7
6 見附市のスポーツ施策における課題と課題解決の方向性	15

### 第3章 計画の基本理念と基本施策

1 理念と施策	17
2 施策体系	18

### 第4章 施策の展開

1 ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進	19
(1) 乳幼児期、学童期、少年期のスポーツ推進	20
(2) 青年期、壮年期、中年期のスポーツ推進	21
(3) 高齢期のスポーツ推進	22
(4) 障がい者のスポーツ推進	23
(5) リハビリとしてのスポーツ推進	24
(6) 学校部活動の充実	24

2	スポーツを支え、活かす仕組みの充実	25
(1)	スポーツ関係団体、企業との連携強化	25
(2)	保健・医療との連携	26
(3)	小中学校との連携強化	26
(4)	地域コミュニティとの連携	27
(5)	スポーツ指導者の育成	27
(6)	スポーツボランティアの育成	28
3	スポーツ環境の整備	29
(1)	スポーツ情報の集約と相談・発信の強化	29
(2)	スポーツ団体の強化・支援	30
(3)	スポーツ施設の適正な管理と効率的な運営	30
4	スポーツを活用した「まちづくり」	31
(1)	スポーツ大会や合宿の誘致などによる交流人口の拡大	31
(2)	トップチーム・アスリートと連携した「まちづくり」	31

## 第5章 計画の推進にあたって

1	期待される役割	32
(1)	市民	32
(2)	NPO 法人見附市スポーツ協会	32
(3)	見附市スポーツ推進委員	32
(4)	保育園・学校等	32
(5)	民間事業者等	33
(6)	見附市	33
2	計画の進捗管理	33

## 資料編

# 第1章 健幸スポーツ推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や少子高齢化の進展による社会構造の変化、インターネットやSNSをはじめとする情報通信技術の発達による高度情報化、さらに環境問題の深刻化により社会全体が大きく変化し続けている中、ライフスタイルや個人の価値観の変化に伴い市民のスポーツ活動についても、集団スポーツから個人スポーツ志向への移行、生活習慣病予防やストレス発散などの健康志向の高まりなど、スポーツのニーズや価値観に求められる役割は多様化しています。

こうした中、国は平成23年8月、これまでのスポーツ振興法にかわり、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」を施行し、さらに、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を前にスポーツ施策を総合的に推進するため、平成27年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置するなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しました。

見附市においては、平成22年度に現在のまちづくりの基本となる「スマートウエルネスみつけ」の考え方を整理し、総合施策として推進しており、第5次総合計画（期間：平成28年度～令和7年度）において、目指す都市の将来像を「スマートウエルネスみつけ」を掲げ、その実現に向けて更なる取り組みを進めています。

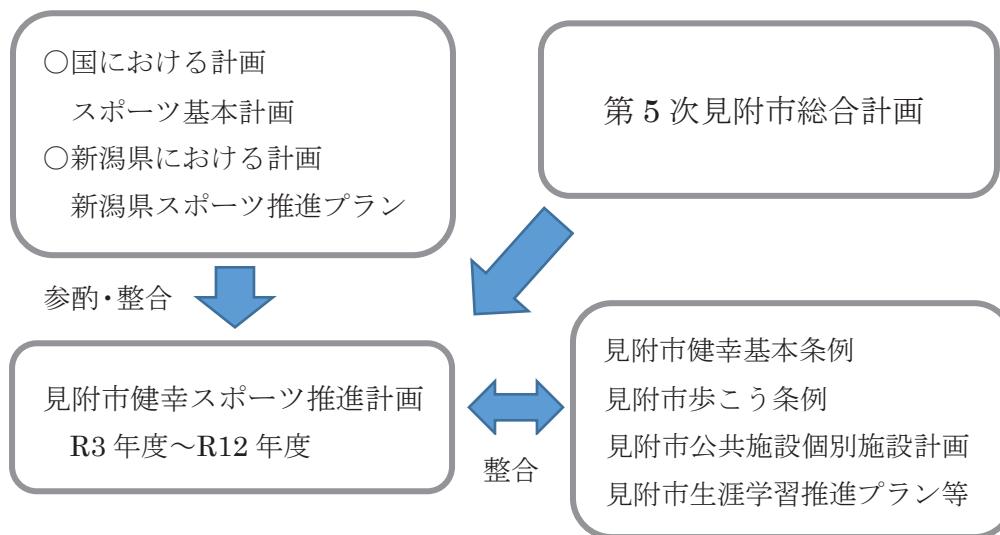
また、最近の研究では、運動が盛んな地域に暮らすだけで高齢者の認知症リスクや、抑うつリスクなどが低下することが明らかになってきており、運動やスポーツの場を地域に増やすことで、地域住民の健康長寿に寄与することが期待されます。

このような背景を踏まえ、見附市におけるスポーツの現状と課題を整理し、今後の方針を明らかにすることで、より一層スポーツの推進を図るため、「見附市健幸スポーツ推進計画」を策定しました。

なお、本計画は、具体的な事業や施設整備等のスケジュール・財源のプラン等を示すものではなく、スポーツが持っている「力」を活用し、地域の活性化、ひいては「スマートウエルネスみつけ」実現のため、「市民一人1スポーツ」を目指すものです。

## 2 計画の位置づけと期間

本計画は、見附市の最上位計画である「第5次見附市総合計画」、その他個別計画等におけるスポーツに関する施策を踏まえるとともに、国の「スポーツ基本法」との整合性を図っています。なお、計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、概ね5年後に計画の見直しを行う予定です。また、上位計画の改訂や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。



## 3 計画におけるスポーツの定義と捉え方

スポーツという言葉の語源は、ラテン語の「deportare」（デポルターレ）という単語が由来とされており、この言葉は「運び去る、運搬する」という意味から転じ、精神的な次元の移動・転換、やがて「義務からの気分転換、元気の回復」、仕事や家事といった日々の生活から離れる「気晴らしや遊び、楽しみや休養」を意味します。こうした語源からも、スポーツの本質は、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにするためのものであり、勝敗の追及をするもよし、自分のペースで楽しむもよし、だれもが自由に身体を動かし、自由に観戦し、楽しむものであるべきです。だれもが幸福で豊かな生活を営むための一助となるものとして、生活には欠かせないものであると考えます。

したがって本計画では、スポーツの果たす役割の多様化を踏まえ、スポーツを技術や能力の向上を目的とした競技スポーツだけではなく、健康づくりや介護予防、趣味や仲間との交流を目的としたウォーキングや散歩、ジョギング、サイクリング、子どもの外遊びやレクリエーション、通勤・通学時の徒歩や自転車など、**市民が日常生活のなかで自発的に行う身体活動もスポーツとして定義**します。

また、本計画では、自らが行う「**する**」スポーツだけではなく、プロスポーツの観戦や友人のスポーツを応援する「**みる**」スポーツ、競技スポーツの指導やスポーツイベントのボランティアなどによる「**ささえる**」スポーツ、栄養面や健康面などから「**学ぶ(知る)**」スポーツといった**様々な視点でスポーツ活動を幅広く捉えます**。

## 第2章 見附市の環境

### 1 見附市を取り巻く環境

見附市は、新潟県のほぼ中心に位置し、東京都心から約300km、新潟市中心部から約50kmのところにあります。また、北陸自動車道中之島見附ICや国道8号及び上越新幹線といった高速交通体系に容易にアクセスできる恵まれた環境にあります。

人口は、昭和40年から4万人前後を維持しつづけ、昭和55年ごろから緩やかに人口が増加しました。その後、平成7年にピーク（43,760人）を迎えて以降、減少傾向に転じています。

平成27年国勢調査での総人口は40,608人となり、年齢区分別人口構成比を昭和55年と比較すると、年少人口（0~14歳）と生産年齢人口（15~64歳）が減少する一方、老人人口（65歳以上）は、大きく増加しており、人口構成が大きく変化しています。

今後も減少傾向は続き、令和22年には約3万2千人に減少すると予想されています。年齢区分別にみると、生産年齢人口は減少傾向で推移し、総人口に対する割合が50.8%になると予測される一方で、老人人口の割合は上昇し、総人口のおよそ39.2%を占めると予測されています。

今後は、こうした市の環境や人口構成の変化、社会情勢等の状況を踏まえ地域の特性に応じた取り組みの検討が必要となります。

スポーツには、人を明るく元気で健康にし、人ととのつながりを深める力があります。スポーツの持つ力を活用していくことができれば、健康の増進、交流によるコミュニティの強化、魅力あるまちづくりを実現することが期待できます。

### 2 スポーツ施設の現況

#### （1）体育施設の状況

市内には、屋内、屋外あわせて12の公共スポーツ施設があり、各種スポーツ愛好者が所属するスポーツ団体、子どもたちが所属するスポーツ少年団等の活動拠点となっているほか、市民のスポーツ活動や憩いの場、交流の場として、年間延べ約18万人の方々に利用されています。しかし、建設から40年以上経過した施設もあり、経年劣化の進行等がみられ、修繕・改修が必要となっているものもあります。そのため、施設の長寿命化に関する計画を策定し、計画的に管理していく必要があります。

##### ●体育施設の利用者数

（単位：人）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
167,393	160,112	184,798	179,038	180,909	174,068

## (2) 学校体育施設開放の状況

市内小中学校の体育施設を内のスポーツ団体等に開放することにより、地域スポーツの推進を図っています。

### ●学校体育施設の利用者数

(単位：人)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
108,413	87,121	91,683	92,505	104,961	98,128

## 3 見附市のスポーツ団体

### (1) スポーツ協会

見附市スポーツ協会は、昭和 54 年に見附市体育協会として設立しました。令和元年度には 23 団体を擁する組織となりました。

平成 24 年には法人格を取得し特定非営利活動法人見附市スポーツ協会として活動しています。また、同年からは指定管理者となり、市内の公共体育施設の管理運営を行うとともに、各スポーツ団体との更なる連携を深めながら各種事業を展開するなど見附市のスポーツ振興の大きな役割を担っています。

### ●スポーツ協会加盟団体

野球協会	剣道会	柔道クラブ	相撲協会
弓道会	バレーボール協会	ソフトテニス連盟	バドミントン協会
バスケットボール協会	空手道連盟	陸上競技協会	アーチェリー協会
卓球連盟	サッカー協会	テニス協会	ボウリング協会
グラウンドゴルフ協会	居合道協会	ゲートボール協会	スポーツチャンバラ協会
中学校体育連盟	小学校体育連盟	スポーツ少年団	

## (2) 総合型地域スポーツクラブ

見附市総合型地域スポーツクラブは、平成 20 年に設立されました。運動・スポーツ活動の振興に関する事業を展開し、利用者の健康および相互の親睦と交流を図り、健全な心身の育成に寄与することを目的として、健康あふれる楽しい「まち」づくりに積極的に貢献することを理念として活動してきました。

平成 24 年には NPO 法人化され、「これからも、だれでも、いつでも、いつまでも」をモットーにスポーツを楽しめる教室を企画立案し、様々な交流の場や機会を提供しており、令和元年度には 50 教室を開催し、613 人の市民が参加しています。

### ●総合型地域スポーツクラブの教室数および会員数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教室数	35	36	38	33	46	50
会員数	512	530	487	473	587	613
参加者数	601	650	531	519	719	882

※参加者数は教室に参加している会員数の合計（重複あり）

## (3) スポーツ少年団

スポーツ少年団は、子どものスポーツ振興の中心的役割を担っており、22 団体（令和元年度）で構成されています。近年、少子化の影響から団員数が停滞しており、合併や休止をした競技団体もみられますが、ソフトテニスや野球、空手や相撲など、全国大会に出場し活躍している少年団もあります。子どものスポーツにおいて期待される役割は大きく、今後もますますの活躍が期待されています。

### ●スポーツ少年団の団体数および団員数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
団体数	26	24	24	22	22	22
団員数	357	308	319	351	337	338

## (4) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、市におけるスポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う地方公務員（非常勤特別職）です。地域スポーツ振興の推進役であり、コーディネーターとしての役割が一層期待されています。

## 4 「スマートウェルネスみつけ」の取り組み

体の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態を「健幸（けんこう）＝ウェルネス」と呼び、これをまちづくりの中核に据えた取り組みを見附市で実践しようと言うのが「スマートウェルネスみつけ」です。歩きたくなる歩道や美しい公園などが整備されることで、体を動かす機会が増えたり、心が和んだりして、自然と市民一人一人の健康につながります。また、外出する機会が増えることで、まちの中に交流が生まれ、人と人のつながりが強くなり、まち全体に活気が生まれることが期待されます。近年のさまざまな研究から、人ととの交流やつながりが強い地域ほど、健幸な人が多いということが証明されてきました。近年、周りの人や社会に積極的に関わろうとする人の多いまちづくり、すなわち、ソーシャル・キャピタルの高いまちづくりが求められていますが、「健幸」なまちづくりを考える際にも、大きなカギを握るものと考えられています。市はスマートウェルネスみつけを推進し、人と人とがつながり「健幸」を実感できるまちづくりに挑戦しています。

### （1）健康運動教室

市では、平成14年から寝たきり予防、生活習慣病予防を目的として健康運動教室を開催しています。健康運動教室では、科学的な根拠に基づき一人一人の身体活動量、ライフスタイルに応じた筋力トレーニングや有酸素運動を組み入れた運動プログラムを作成し提供しています。継続的に取り組むことで体力年齢の若返りが実証されており、医療費においても一人あたり約10万円の抑制効果につながっています。

### （2）健幸スポーツの駅

「体を動かすことが良いのはわかってはいるけど、自分にあった運動やスポーツって何だろう？」市民が運動・スポーツに関する相談を気軽にできる窓口として市内の公共施設および民間施設の5か所に「健幸スポーツの駅」を平成29年に設置しました。

見附市にはこれまで様々な施設で運動・スポーツ教室プログラムが行われていましたがそれらの情報を一元的に提供できる仕組みがありませんでした。そこで、既存5施設を健幸スポーツの駅として開設。それぞれに健康運動指導士やアスレチックトレーナーなどの資格を持ち、スマートウェルネスコミュニティ協議会※から認定を受けた「健幸コンシェルジュ」を配置し、市民からの運動・スポーツについて相談に応じ、市内各所にて行われている運動・スポーツ教室プログラムの中からマッチングする取り組みを行っています。

※スマートウェルネスコミュニティ協議会（SWC協議会）

従来の健康・医療に関するアプローチのみならず、まちづくり、スポーツなど多様な要因に目を向け、産官学の幅広い叡智を集めて課題解決する組織として2015年に設立。健康づくり無関心層を半減させることを目標に、有効施策を調査研究し政策提言に繋げる諸活動を行っている。

## 5 スポーツに関する市民の意識

見附市では、健康づくりの4本柱としている「食生活」「運動・スポーツ」「生きがい」「健（検）診」の分野において、計画による取り組みがどのような成果につながっているかを把握するために、平成30年度に健幸アンケート※を実施しました。調査結果から、運動・スポーツに関する市民の意識について以下のとおり分析しました。

### ※2018 健幸アンケート概要

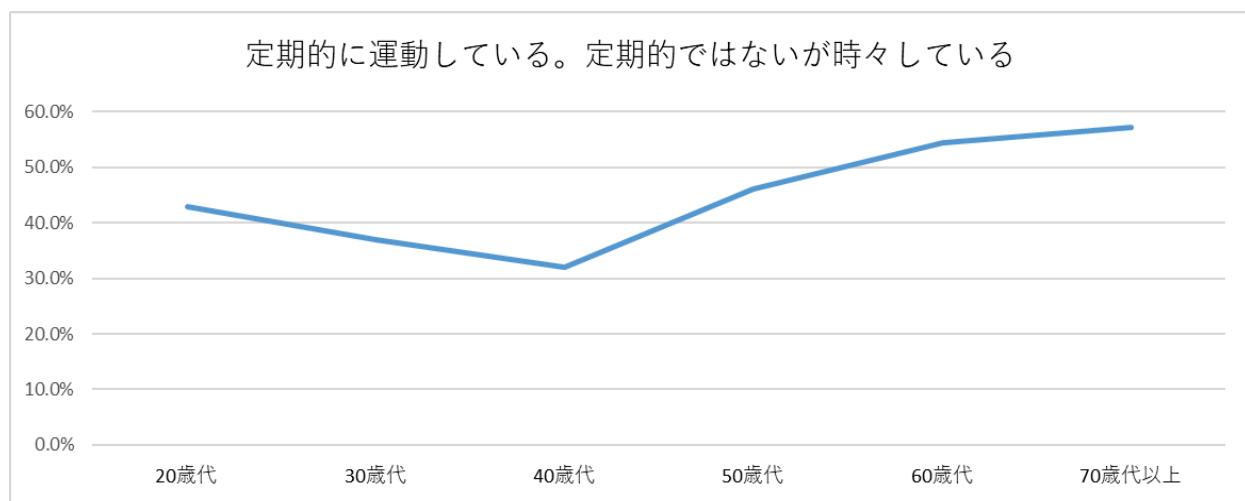
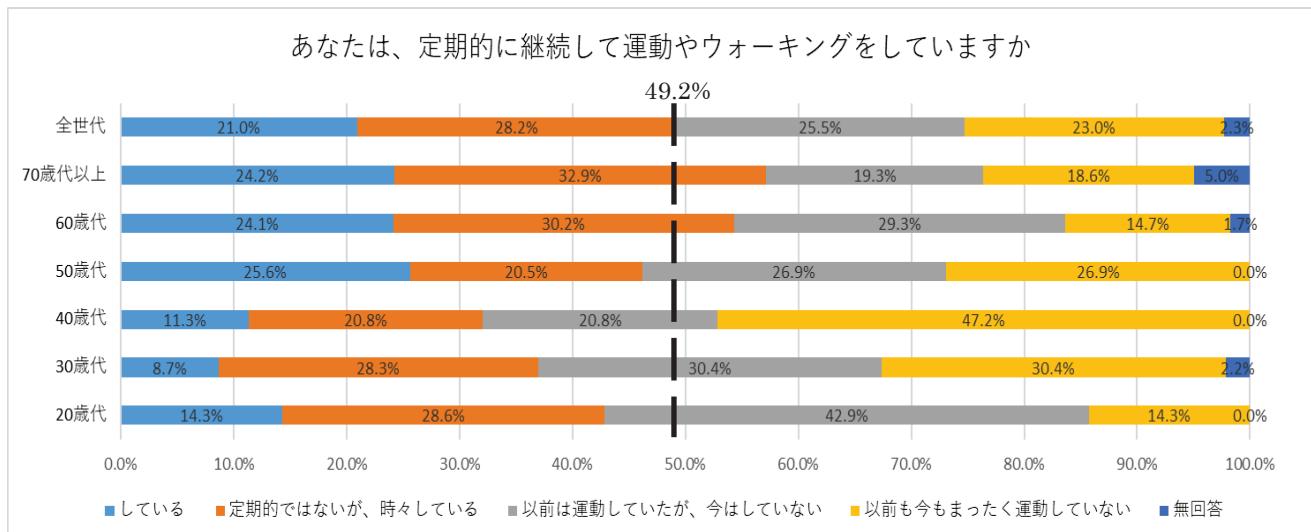
- 実施期間：平成31年1月11日～1月25日
- 調査対象者：平成30年4月1日現在で満20歳以上の市内在住者1,000人（無作為）
- 調査方法：郵送による質問紙調査　・回答数：482件　・回答率：48%
- 調査項目：22項目（うち運動・スポーツに関する項目5項目）

### ●定期的に継続して運動やウォーキングを行っているか

定期的に継続して運動やウォーキングを「行っている」（21.0%）、「定期的ではないが時々行っている」（28.2%）をあわせると49.2%となり約半数の人が運動やウォーキングを行っているという結果になりました。また年代別で見ると、70歳代以上ではあわせて57.1%、60歳代では54.3%となり過半数を上回る結果となりました。これに対し、その他の年代では過半数を下回り、20歳代から40歳代にかけて低い傾向、40歳代以降では高い傾向にあることがうかがえます。

（年代別）

	20歳代 (n=28)	30歳代 (n=46)	40歳代 (n=53)	50歳代 (n=78)	60歳代 (n=116)	70歳～ (n=161)	全年代 (n=482)
行っている	4 (14.3%)	4 (8.7%)	6 (11.3%)	20 (25.6%)	28 (24.1%)	39 (24.2%)	101 (21.0%)
定期的ではないが時々	8 (28.6%)	13 (28.3%)	11 (20.8%)	16 (20.5%)	35 (30.2%)	53 (32.9%)	136 (28.2%)
以前は行っていた	12 (42.9%)	14 (30.4%)	11 (20.8%)	21 (26.9%)	34 (29.3%)	31 (19.3%)	123 (20.5%)
以前から運動していない	4 (14.3%)	14 (30.4%)	25 (47.2%)	21 (26.9%)	17 (14.7%)	30 (18.6%)	111 (23.0%)
無回答	0 (0.0%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.7%)	8 (5.0%)	11 (2.3%)
合計	28 (100%)	46 (100%)	53 (100%)	78 (100%)	116 (100%)	161 (100%)	482 (100%)

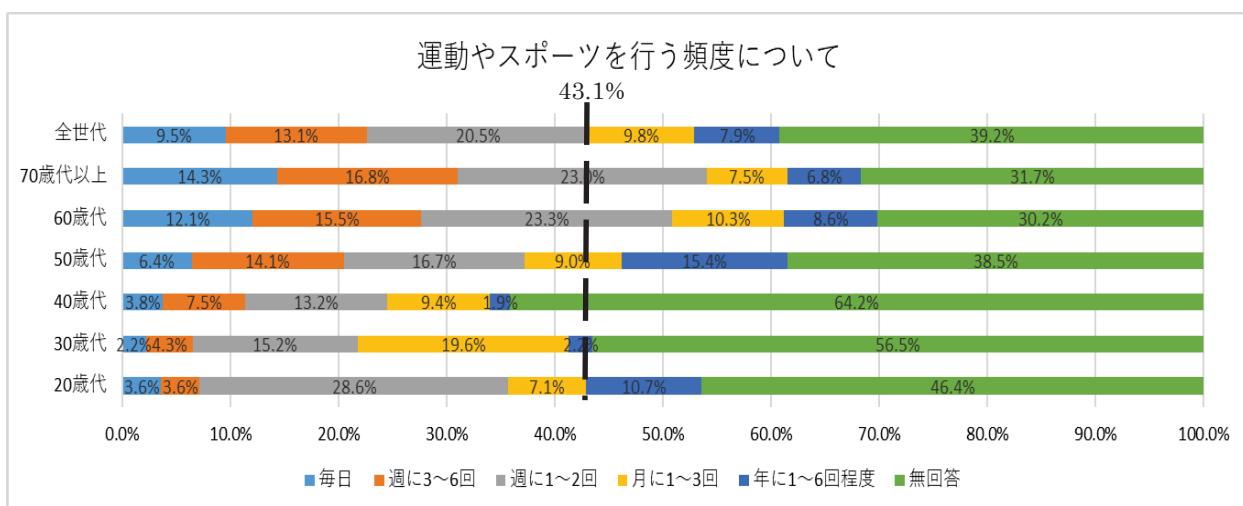


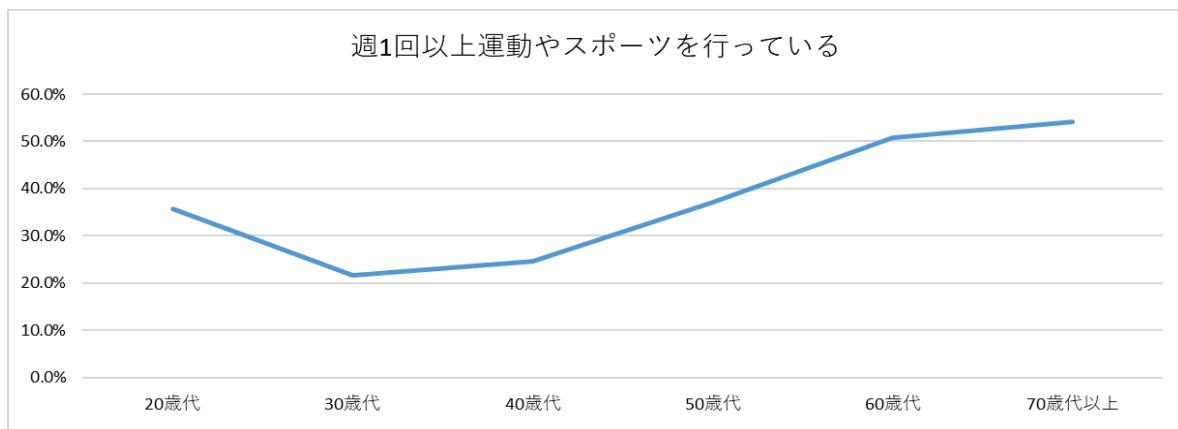
### ●運動やスポーツを行う頻度について

運動やスポーツを週に1回以上行う人の割合は43.1%となっています。また年代別で見ると、60歳代では50.9%、70歳代以上では54.1%となり半数を上回っていますが、働く世代・子育て世代の多い30代・40代では25%を下回っており低い傾向となっています。

(年代別)

	20歳代 (n=28)	30歳代 (n=46)	40歳代 (n=53)	50歳代 (n=78)	60歳代 (n=116)	70歳～ (n=161)	全年代 (n=482)
毎日	1 (3.6%)	1 (2.2%)	2 (3.8%)	5 (6.4%)	14 (12.1%)	23 (14.3%)	46 (9.5%)
週に3～6回	1 (3.6%)	2 (4.3%)	4 (7.5%)	11 (14.1%)	18 (15.5%)	27 (16.8%)	63 (13.1%)
週に1～2回	8 (28.6%)	7 (15.2%)	7 (13.2%)	13 (16.7%)	27 (23.3%)	37 (23.0%)	99 (20.5%)
月に1～3回	2 (7.1%)	9 (19.6%)	5 (9.4%)	7 (9.0%)	12 (10.3%)	12 (7.5%)	47 (9.8%)
年に1～6回	3 (10.7%)	1 (2.2%)	1 (1.9%)	12 (15.4%)	10 (8.6%)	11 (6.8%)	38 (7.9%)
無回答	13 (46.4%)	26 (56.5%)	34 (64.2%)	30 (38.5%)	35 (30.2%)	51 (31.7%)	189 (39.2%)
合計	28 (100%)	46 (100%)	53 (100%)	78 (100%)	116 (100%)	161 (100%)	482 (100%)





### ●具体的に実施している運動やスポーツの種目について

アンケートの回答における全年代の合計上位 10 種目と各年代の割合は、下記のとおりとなりました。全体では、「ウォーキング」が 24.1%、ついで「散歩」が 10.8%となっています。いずれも個人で気軽に取組めるものが上位となっていることがわかります。

【全年代の合計で見た上位 10 種目】 (3つまでの複数回答) (年代別)

	20 歳代 (n=20)	30 歳代 (n=26)	40 歳代 (n=27)	50 歳代 (n=42)	60 歳代 (n=88)	70 歳～ (n=129)	全年代 (n=332)
ウォーキング	1 (5.0%)	5 (19.2%)	6 (22.2%)	9 (21.4%)	28 (31.8%)	31 (24.0%)	80 (24.1%)
散歩	0 (0.0%)	3 (11.5%)	0 (0.0%)	2 (4.8%)	4 (4.5%)	27 (20.9%)	36 (10.8%)
筋トレ	2 (10.0%)	2 (7.7%)	4 (14.8%)	1 (2.4%)	10 (11.4%)	8 (6.2%)	27 (8.1%)
いきいき健康体操	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (7.1%)	4 (4.5%)	11 (8.5%)	18 (5.4%)
ストレッチ	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	6 (14.3%)	2 (2.3%)	6 (4.7%)	16 (4.8%)
ジョギング	4 (20.0%)	0 (0.0%)	6 (22.2%)	2 (4.8%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	13 (3.9%)
体操	0 (0.0%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (8.5%)	13 (3.9%)
ラジオ体操	1 (5.0%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	2 (2.3%)	7 (5.4%)	12 (3.6%)
登山	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (2.4%)	7 (8.0%)	2 (1.6%)	11 (3.3%)
スクワット	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (9.5%)	3 (3.4%)	2 (1.6%)	10 (3.0%)
その他	10 (50.0%)	13 (50.0%)	9 (33.3%)	13 (31.0%)	28 (31.8%)	23 (17.8%)	96 (28.9%)
合計	20 (100%)	26 (100%)	27 (100%)	42 (100%)	88 (100%)	129 (100%)	332 (100%)

※ パーセンテージについては端数処理による誤差あり

年代別（上位 4 種目）

【20 歳代 n=20】

種目	人数
ジョギング	4 (20.0%)
筋トレ	2 (10.0%)
野球	2 (10.0%)
マラソン	2 (10.0%)

【30 歳代 n=26】

種目	人数
ウォーキング	5 (19.2%)
散歩	3 (11.5%)
筋トレ	2 (7.7%)
体操	2 (7.7%)
水泳	2 (7.7%)

【40 歳代 n=27】

種目	人数
ウォーキング	6 (22.2%)
ジョギング	6 (22.2%)
筋トレ	4 (14.8%)
ヨガ	2 (7.4%)

【50 歳代 n=42】

種目	人数
ウォーキング	9 (21.4%)
ストレッチ	6 (14.3%)
スクワット	4 (9.5%)
いきいき健康体操	3 (7.1%)
テニス	3 (7.1%)

【60 歳代 n=88】

種目	人数
ウォーキング	28 (31.8%)
筋トレ	10 (11.4%)
登山	7 (8.0%)
ヨガ	5 (5.7%)

【70 歳代以上 n=129】

種目	人数
ウォーキング	31 (24.0%)
散歩	27 (20.9%)
いきいき健康体操	11 (8.5%)
体操	11 (8.5%)

●日頃、運動やスポーツを行っている場所について

全体では、「道路や遊歩道」が34.0%と最も高く、次いで「自宅」が23.6%、「公共スポーツ施設」が16.0%となっています。

「道路や遊歩道」(34.0%)、「自宅」(23.6%)あわせて約6割(57.6%)の方が、身近な場所でスポーツを行っていることがわかります。

(複数回答) (年代別)

	20歳代 (n=19)	30歳代 (n=33)	40歳代 (n=29)	50歳代 (n=62)	60歳代 (n=97)	70歳~ (n=142)	全年代 (n=382)
道路や遊歩道	6 (31.6%)	8 (24.2%)	9 (31.0%)	17 (27.4%)	31 (32.0%)	59 (41.5%)	130 (34.0%)
広場や公園	1 (5.3%)	5 (15.2%)	0 (0.0%)	2 (3.2%)	2 (2.1%)	8 (5.6%)	18 (4.7%)
公共スポーツ施設	5 (26.3%)	8 (24.2%)	7 (24.1%)	9 (14.5%)	13 (13.4%)	19 (13.4%)	61 (16.0%)
学校体育施設	2 (10.5%)	1 (3.0%)	2 (6.9%)	2 (3.2%)	7 (7.2%)	2 (1.4%)	16 (4.2%)
公民館・ふるさとセンター	0 (0.0%)	1 (3.0%)	2 (6.9%)	9 (14.5%)	4 (4.1%)	12 (8.5%)	28 (7.3%)
民間スポーツ施設	0 (0.0%)	2 (6.1%)	2 (6.9%)	8 (12.9%)	8 (8.2%)	3 (2.1%)	23 (6.0%)
自宅	5 (26.3%)	7 (21.2%)	5 (17.2%)	13 (21.0%)	27 (27.8%)	33 (23.2%)	90 (23.6%)
その他	0 (0.0%)	1 (3.0%)	2 (6.9%)	2 (3.2%)	5 (5.2%)	6 (4.2%)	16 (4.2%)
合計	19 (100%)	33 (100%)	29 (100%)	62 (100%)	97 (100%)	142 (100%)	382 (100.0%)

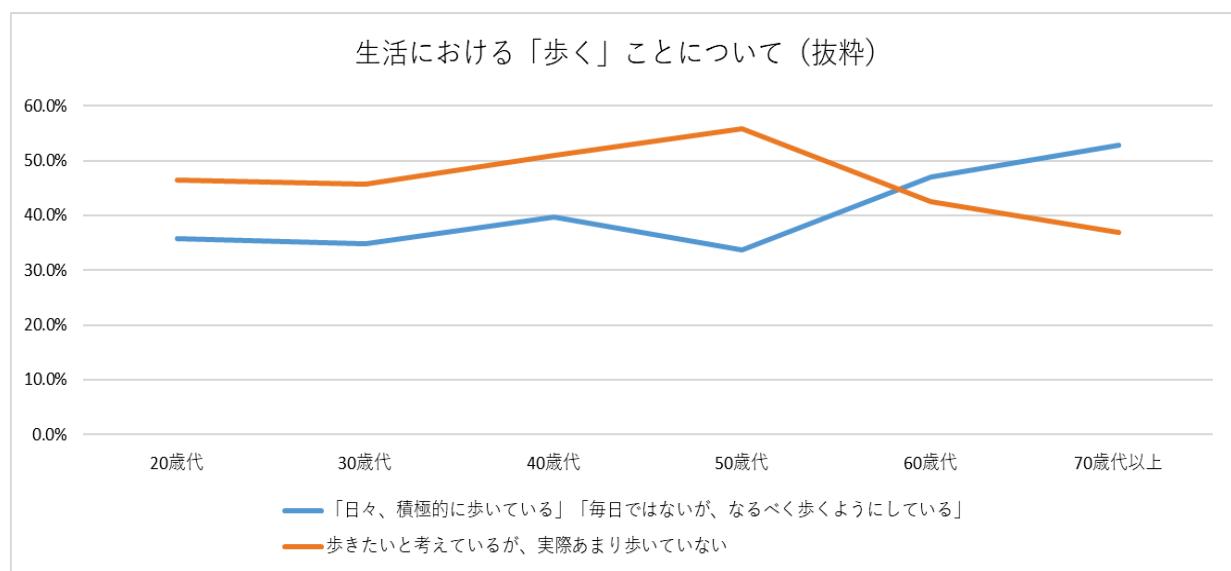
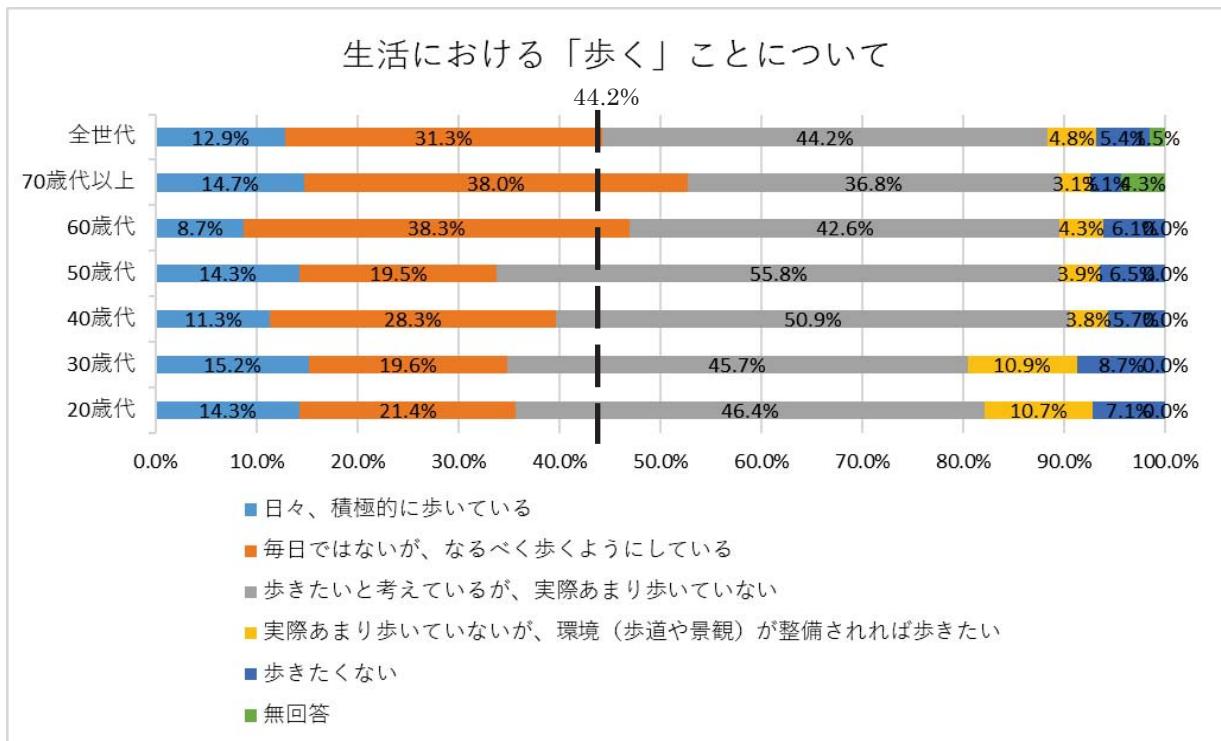
## ●生活における「歩く」ことについて

全体では「日々、積極的に歩いている」「毎日ではないが、なるべく歩くようにしている」と答えた人の割合は、あわせて 44.2%となり、「歩きたいと考えているが、実際あまり歩いていない」と答えた人の割合（44.2%）は同じ数値でした。

年代別でみると、20 代から 50 代までは「歩きたいと考えているが、実際あまり歩いていない」と答えた人が「日々、積極的に歩いている」「毎日ではないが、なるべく歩くようにしている」と答えた人の割合を上回っているのに対し、60 代、70 歳代以上ではその数値が逆転していることがわかります。

(年代別)

	20 歳代 (n=28)	30 歳代 (n=46)	40 歳代 (n=53)	50 歳代 (n=77)	60 歳代 (n=115)	70 歳～ (n=163)	全年代 (n=482)
日々、積極的に歩いている	4 (14.3%)	7 (15.2%)	6 (11.3%)	11 (14.3%)	10 (8.7%)	24 (14.7%)	62 (12.9%)
毎日ではないが、なるべく歩くようにしている	6 (21.4%)	9 (19.6%)	15 (28.3%)	15 (19.5%)	44 (38.3%)	62 (38.0%)	151 (31.3%)
歩きたいと考えているが、実際あまり歩いていない	13 (46.4%)	21 (45.7%)	27 (50.9%)	43 (55.8%)	49 (42.6%)	60 (36.8%)	213 (44.2%)
実際あまり歩いていないが、環境（歩道や景観）が整備されれば歩きたい	3 (10.7%)	5 (10.9%)	2 (3.8%)	3 (3.9%)	5 (4.3%)	5 (3.1%)	23 (4.8%)
歩きたくない	2 (7.1%)	4 (8.7%)	3 (5.7%)	5 (6.5%)	7 (6.1%)	5 (3.1%)	26 (5.4%)
無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (4.3%)	7 (1.5%)
合計	28 (100%)	46 (100%)	53 (100%)	77 (100%)	115 (100%)	163 (100%)	482 (100%)



## 6 見附市のスポーツ施策における課題と課題解決の方向性

これまで示してきた、見附市のスポーツ振興の現状や市民意識調査を踏まえ、今後取組むべきスポーツ施策の課題と課題解決の方向性について以下のとおりまとめました。

### 【課題1】スポーツに対する意識

20代から50代までの世代において、運動やウォーキングを行っている人の割合が全体の割合（49.2%）を下回っています。また、運動やスポーツを週に1回以上行う人の割合（スポーツ実施率）においても、20代から50代では全体の割合（43.2%）を下回っています。これは、働く世代や子育て世代が、仕事や家事、育児で忙しいためスポーツに充てる時間の確保が難しいことも一因と考えられます。

しかし、生活習慣病予防の観点から考えると運動やウォーキングなどのスポーツを習慣化していくことは重要であり、スポーツを通じて精神的な充足感を獲得することや人ととの交流の促進など、心の健康の保持・増進も図られることから、忙しい方やスポーツに関心のない方に対しても、それぞれのライフステージにあったスポーツを始めるきっかけづくりを提供することが必要です。

### 【課題2】スポーツの周辺環境

ライフスタイルや個人の価値観の変化に伴い、健康志向や個人スポーツに対する志向の高まりがみられます。

ウォーキングや散歩、ジョギング、筋トレなど、一人でも気軽にできるスポーツの人気は非常に高く、道路や遊歩道などを有効に活用しスポーツ施設以外の身近な場所でもスポーツに親しめる環境の整備が必要です。

### 【課題3】公共スポーツ施設等の現状

市内の公共スポーツ施設は、建築から40年を経過したものも多く全般的に老朽化が進んでいます。また、市民のスポーツに対するニーズが多様化するなか、利用者の固定化や施設利用の偏りがみられます。限られた公共スポーツ施設を多くの市民に有効活用されるような公共スポーツ施設の再編が必要です。

また、将来にわたって市民から利用される持続可能な施設運営ができるよう、指定管理者と連携し市民サービスの向上や市民の施設利用頻度を高める取り組みが必要です。

### 【課題4】スポーツ関係団体

地域のスポーツ活動は、スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめとするスポーツ関係団体の尽力により長年支えられてきました。

しかし、近年の少子化や各スポーツ関係団体の会員の高齢化や固定化、後継者不足等により創設当初と同じようにスポーツ活動を行うことが難しくなっています。今後は、

少子化やスポーツ離れによる会員数の減少や関係団体における後継者の育成、指導者の発掘や資質向上等への対策が必要となります。

#### 【課題5】障がい者スポーツ

障がい者スポーツは、体力や心身の状況が異なるもの同士が一緒に行うことができるスポーツであり、他者理解を促進する上では重要なツールです。

しかしながら、実際に障がい者スポーツを会場で観戦・体験した方は非常に少なく、東京2020オリンピック・パラリンピック競技の大会を契機に、障がい者と健常者との相互理解が促進されるよう、障がい者スポーツイベントの場をつくる等、だれもがスポーツに触れ合う機会を創出する必要があります。

#### 【課題6】子どもの運動・スポーツの機会

子どもたちに運動やスポーツの機会を提供するため、総合型地域スポーツクラブでは、幼児や小学生向けの各種講座の展開、市や市教育委員会からの受託事業としてスペシャリスト派遣事業やわくわくチャレンジなどの各種事業を展開し、子どもの総合的かつ継続的な基礎体力の向上を目指しています。また、スポーツ少年団では、競技力を高めるとともに社会のルールやコミュニケーションを学ぶ場として青少年の健全育成に役立っています。

今後も、スキャモンの成長曲線※などを参考とした各年代に適した運動機会の提供を行うとともに、少子化及びスポーツ離れによるスポーツ少年団団員数の減少等への一層の対策が必要です。

※スキャモンの成長曲線

成長発育を20歳のレベルを100%として考え、子どもの各体組織の発育の特徴を4つのパターンに分けてグラフ化したもの。曲線は年齢によって一般型、神経系型、リンパ系型、生殖器型の成長を表す。

#### 【課題7】東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興

多くの人が東京2020オリンピック・パラリンピックを競技会場で「みる」、ボランティアやスタッフなどとして「ささえる」等、何等かのかたちで参加したいと希望しているだけでなく、子どもたちの体力向上やまちのバリアフリー化、他者理解の促進などといった副次的效果も期待されています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、市民のだれもがスポーツに親しみ、興味関心をもつきっかけとなるような機運の醸成が必要となります。

## 第3章 計画の基本理念と基本施策

### 1 理念と施策

見附市のスポーツの現状や課題と課題解決の方向性を踏まえて、計画の基本理念及び基本施策を以下のように掲げます。

#### 【基本理念】

### 市民一人1スポーツ ～スポーツの力による「スマートウェルネスみつけ」の実現～

スポーツは技術の向上だけではなく、教育や学習面、介護予防や健康づくり、リハビリ効果など様々な面で有効であることが各種研究から明らかになっています。このことからもスポーツが持っている「力（ちから）」を活用し、地域の活性化、ひいては「スマートウェルネスみつけ」を実現するため、今後取組むべき事項や各団体の役割を明らかにし、「市民一人1スポーツ」の実現に向けた取組みを推進していきます。

#### <評価指標>

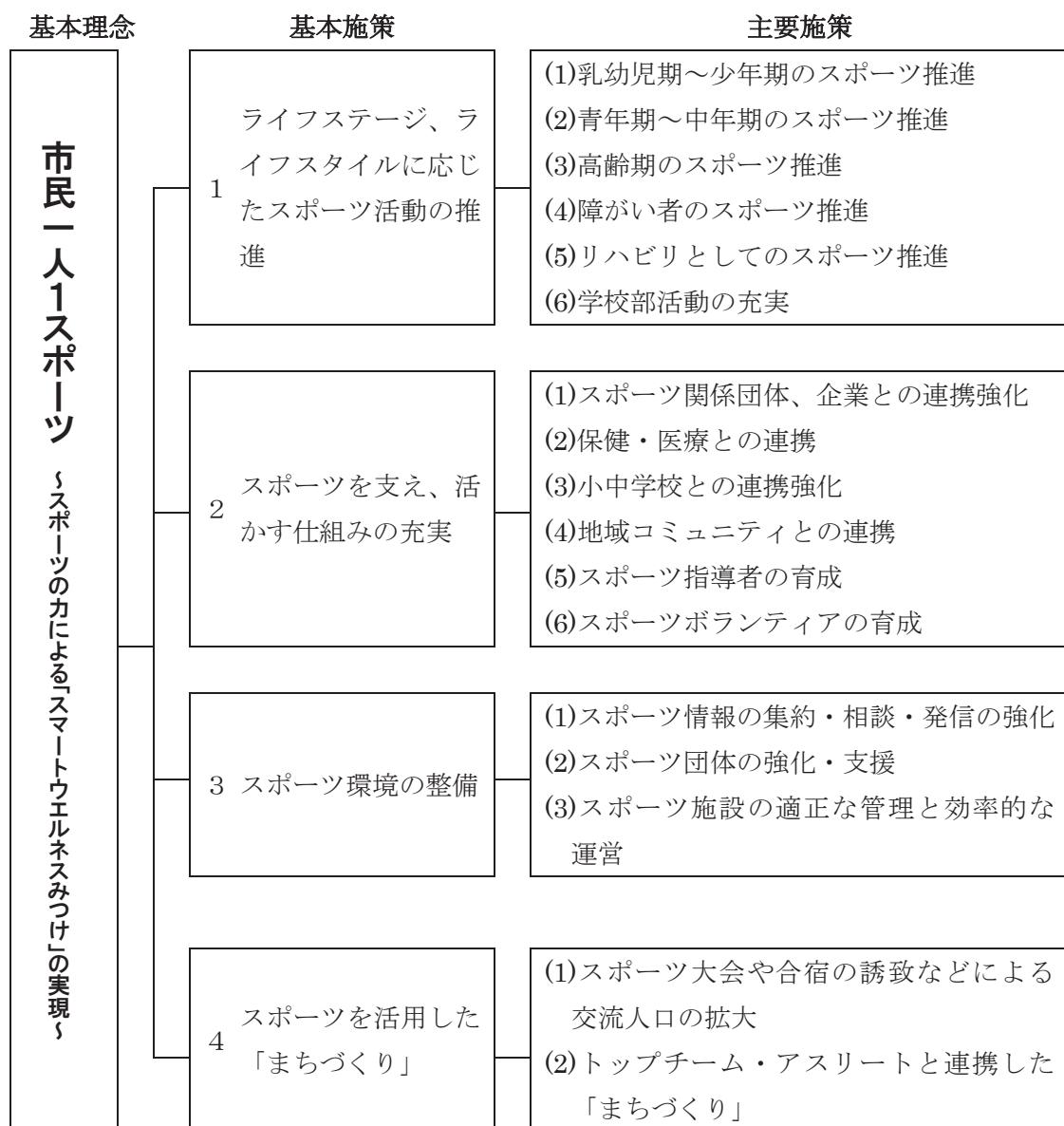
項目	現状 (H30年度)	目標 (R12年度)
週1日以上スポーツや運動を行っている成人の割合	43.1%	65.0%

#### 【基本施策】

基本施策は、基本理念の実現に向け、必要な取組みを施策構成として整理したものです。次ページおよび第4章に記した4つの施策体系を基本施策として設定し、それぞれの課題解決に向けた施策の方向性を整理します。

なお、10年後の令和12年度に、週1日以上スポーツや運動を行っている成人の割合を65.0%以上とするため、今後5年間で以下の4つの基本施策について、それぞれ個別の評価指標を目標として推進します。

## 2 施策体系



## 第4章 施策の展開

### 1 ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進

誰もが日常的にスポーツに親しむことができるまちづくりを進めるため、年齢の違いや障がいの有無など、様々なライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進に取組みます。

<評価指標>

項目	現状（R1 年度）	目標（R7 年度）
スポーツ少年団加入率	11.97%	15.0%
総合型地域スポーツクラブ加入者数	613 人	700 人
健康運動教室参加者数	1,351 人	2,000 人



見附刈谷田川ハーフマラソン



ニュースポーツ体験会



スポーツ少年団体験会

### (1) 乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）、少年期（13～18歳）のスポーツ推進

スポーツは、子どもにとって生涯にわたり健康でたくましく生きるために体力の基礎を培います。また、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成にも重要な役割を果たします。

全ての子どもがスポーツを楽しみ、親しむことができるスポーツ環境の創出を図るとともに、子どもの体力の向上を図ります。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
運動あそびの実施 (わくわくチャレンジ)	・年中児・年長児を対象に、多様な運動あそびを通じて、基本的な運動動作の獲得、洗練化を目指すとともに、職員からもその指導方法を身につけてもらいます	まちづくり課 総合型地域スポーツクラブ 保育園等
多様なスポーツプログラムの実施	・総合型地域スポーツクラブによる「親子うんどうあそび」や「ジュニアスポーツ万能教室」などの楽しいスポーツ教室を開催します ・中学生の放課後の活動として、教室や講座を開催します	まちづくり課 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会 スポーツ少年団
ニューススポーツの普及	・ニューススポーツの出前指導を行います	まちづくり課 スポーツ推進委員 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会
競技スポーツの充実	・スポーツ少年団やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し競技力向上のための教室開催や受け皿を整備します	まちづくり課 スポーツ少年団 スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ
部活動外部顧問制度	・スポーツ協会等から指導者派遣を行い、指導者不足を解消します	教育委員会 まちづくり課 スポーツ協会



わくわくチャレンジ



ソフトテニススポーツ少年団

## (2) 青年期（19～30歳）、壮年期（31～44歳） 中年期（45～64歳）のスポーツ推進

就職や結婚、育児等による生活様式や社会環境の変化から、スポーツ活動が減少する時期であるため、個人の体力や生活のリズムに合わせ気軽に取組むことのできるスポーツの機会を提供し、生活の中にスポーツの定着化、日常化を促進していきます。

また、心身共に疲れやすい世代であり、スポーツや身体活動の減少による生活習慣病やメタボリック症候群などが懸念される時期であるため、身近な場所で日常的に、仲間や一人でも気軽に取組むことのできるスポーツプログラムの充実を図ります。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
親子参加型のスポーツの場の提供	・親子で参加できるプログラムの実施やマラソン大会などの親子の部などを設け子育て世代が参加しやすい環境を提供します	まちづくり課 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会 スポーツ少年団
多様なスポーツプログラムの実施	・軽運動やヨガ等様々なプログラムを実施します	まちづくり課 総合型地域スポーツクラブ 健康運動教室（健康福祉課） 民間企業等
ニュースポーツの普及	・ニュースポーツの出前指導を行います	まちづくり課 スポーツ推進委員 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会
出張運動指導の実施	・職場や各種団体の活動場所に指導者が出張して、目的に合わせたプログラムを提供します	総合型地域スポーツクラブ まちづくり課
健康運動教室の開催	・寝たきり予防等を目的に、科学的根拠に基づいた、個別運動プログラムを実施します	健康福祉課
健幸ポイント制度の推進	・健幸づくり無関心層に運動参加を促すため、参加によってポイントを獲得し、商品券等に交換することで行動変容につなげます	健康福祉課 企画調整課
ウォーキング普及事業の開催	・健幸ウォーキングロードの整備やウォーキングイベントを開催する等ウォーキング人口の増加を図ります	スポーツ協会 各地域コミュニティ 企画調整課 健康福祉課



ウォーキングまつり



リフレッシュ教室

### (3) 高齢期（65歳～）のスポーツ推進

生活習慣病や寝たきりの予防、生きがいづくり等、様々な観点からスポーツの推進を図る必要があります。健康寿命を少しでも伸ばすために、ウォーキングや体操、ニュースポーツ等、高齢者の誰もが無理なく楽しめる運動プログラムや健康運動教室などの介護予防事業、体力づくりの充実を図ります。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
健康運動教室の開催	・寝たきり予防等を目的に、科学的根拠に基づいた、個別運動プログラムを実施します	健康福祉課
健幸ポイント制度の推進	・健幸づくり無関心層に運動参加を促すため、参加によってポイントを獲得し、商品券等に交換することで行動変容につなげます	健康福祉課 企画調整課
介護予防教室	・転倒骨折予防のための運動や生活機能向上につながる実習やレクリエーションを実施します	健康福祉課 地域包括支援センター
健幸カラオケ教室	・歌と音楽を活用し、筋肉トレーニングやストレッチ等の体操を実施します	健康福祉課 地域包括支援センター
悠々ライフ事業の推進	・健幸カラオケやウォーキングなど体力づくりと生きがいづくり、仲間づくりの事業展開を推進していきます	悠々ライフ まちづくり課
多様なスポーツプログラムの実施	・軽運動や、ストレッチ、ヨガなど様々なプログラムを提供します	まちづくり課 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会 スポーツ少年団
ニュースポーツの普及	・ニュースポーツの出前指導を行います	まちづくり課 スポーツ推進委員 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会
出張運動指導の実施	・サークルや各種団体の活動場所に指導者が岡張して、目的に合わせたプログラムを提供します	総合型地域スポーツクラブ まちづくり課
研究機関等との連携	・健幸なまちづくりを推進し、健康長寿社会を実現するため、研究機関等と連携し、エビデンスに基づく施策の展開と情報の提供に努めます	企画調整課 まちづくり課



健康運動教室



グラウンドゴルフ大会

#### (4) 障がい者のスポーツ推進

障がいのある人にとってスポーツは健康維持やリハビリテーションに役立つとともに、自立と社会参加の促進に大きく貢献するなど重要な役割を果たしています。

障がい者の生活向上のため、それぞれの状況に応じてスポーツを楽しむことができるよう、障がい者のスポーツ活動を支援するとともにスポーツに取組む機会を充実します。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
スポーツを通じた交流機会の創出	・障がい者と一緒に活動している市民団体「あざーる」と連携した、障がい者スポーツを楽しめる機会の提供および各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知等を促進します	あざーる スポーツ協会 まちづくり課 健康福祉課
障がい者スポーツへの理解と指導者育成	・スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの指導者等に障がい者スポーツの実技研修などを実施していきます	あざーる スポーツ協会 まちづくり課



障がい者スポーツ交流会



障がい者スポーツ指導者育成会

### (5) リハビリとしてのスポーツ推進

リハビリテーションとしてのスポーツは、医療領域で行われるスポーツと自発的な生涯スポーツや社会復帰への橋渡しを担う役割を果たしています。病気の発症や受傷などにより身体機能が低下した人が自信を取り戻し、再び社会参加ができるよう医療機関で行われるリハビリテーションに加え、関係機関と連携し、身体機能の維持向上につながる情報の提供や運動プログラムの研究に取組みます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
運動・スポーツ教室プログラムの提供	・医療機関や関係機関等と連携し、「運動・スポーツ教室プログラム」の提供等、個々人に適した強度の運動メニューの情報を受診者に提供します	見附市南蒲原郡医師会 地域包括支援センター まちづくり課

### (6) 学校部活動の充実

見附市では、専門的な指導者不足を補うことと教員の負担軽減のために、スポーツ協会と連携しながら中学校へ専門的な指導者を部活動外部顧問として派遣しています（部活動外部顧問制度）。

今後も、中学校及びスポーツ協会と連携を図りながら学校部活動の充実を図っていきます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
部活動外部顧問制度	・スポーツ協会から専門的な指導者を派遣し、学校部活動の指導者不足を解消していきます	教育委員会 まちづくり課 スポーツ協会

## 2 スポーツを支え、活かす仕組みの充実

地域におけるスポーツ活動の活性化を目指し、スポーツを通じた地域交流や仲間づくり等を進めるとともに、地域のスポーツ活動を担う指導者やボランティアの育成・支援を進めます。

<評価指標>

項目	現状（R1年度）	目標（R7年度）
運動・スポーツ教室プログラムへのプログラム（サークル・団体含む）掲載数	98	110

### （1）スポーツ関係団体、企業との連携強化

スポーツ関係団体が行うスポーツ活動を支援していくとともに、連携を強化することで、スポーツ人口の増加を図ります。また、スポーツイベントの開催やスポーツ情報の提供などにあたり民間活力の導入を図ります。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
スポーツ関係団体、企業の活性化	・各団体の活動内容を積極的に情報配信し団体の活性化を図ります	スポーツ協会 スポーツ少年団 総合型地域スポーツクラブ 民間企業等 まちづくり課
スポーツ関係団体との連携強化	・各団体間の取組みを共有し、活動内容の充実を図るため情報交換会を実施します	スポーツ協会 スポーツ少年団 総合型地域スポーツクラブ 民間企業等 まちづくり課
各種大会開催の支援	・スポーツ関係団体が主管、主催する大会を支援します	スポーツ協会 スポーツ少年団 まちづくり課

## (2) 保健・医療との連携

理学療法士や作業療法士等の専門家と連携し、スポーツ医科学を活用したスポーツ事故やスポーツ障害防止などに関する知識の普及啓発により安全・安心にスポーツ活動に取組める環境づくりを推進します。

また、健康に関する正しい知識を普及し、生活習慣病の予防、健康の保持増進を図ることを目的に、運動習慣・生活習慣の改善するきっかけづくりを推進します。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
スポーツ事故等の防止	・理学療法士、作業療法士等と連携し、スポーツ事故等の防止に努めます	見附市南蒲原郡医師会 スポーツ協会 スポーツ少年団 まちづくり課
生活習慣病予防	・特定健診等の受診をきっかけに生活習慣病の発症予防、重症化予防のための生活習慣の改善を支援します	健康福祉課

## (3) 小中学校との連携強化

小中学校の体育館や校庭などは地域にとって身近なスポーツ施設の一つです。今後もスポーツ・レクリエーション活動の場として有効に活用できるよう小中学校との連携を強化していきます。

また、小学校・中学校体育連盟※主催の大会等がスムーズに進行できるよう積極的な支援を行います。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
学校開放	・地域住民のスポーツの場として体育館等を開放することで、定期的な運動機会を提供します	教育委員会
小中体連との連携	・小中体連の活動を支援しスポーツ人口の拡大を図ります	教育委員会 スポーツ協会 まちづくり課

※小学校体育連盟（小体連）、中学校体育連盟（中体連）

小学校体育、中学校体育の健全な発達を期することを目的としている。この目的を達成するために、学校体育の連絡統一、学校体育についての研究指導、体育運動に関する競技会等、その他目的達成上必要な事項の事業を行っている。

#### (4) 地域コミュニティとの連携

各地域コミュニティでは、地域内に健幸ウォーキングロードが設定されています。誰もが気軽に楽しめることからウォーキングは高い人気を誇っています。今後も地域コミュニティと連携しウォーキングを促進するための PR 活動や健幸ウォーキングロードの適切な管理を行います。

また、移動手段をもたない高年層の方が健康運動教室に参加しやすくなるよう、各健康運動教室（サテライト会場）を実施するなど、地域コミュニティと連携し各地域で気軽にスポーツに取り組めるよう調整に努めます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
健幸ウォーキングロード	・誰もが気軽にウォーキングできるよう PR と維持整備に努めます	各地域コミュニティ 健康福祉課 企画調整課
健康運動教室 (サテライト会場)	・健康運動教室（サテライト会場）の PR および運動機器の貸出、健康運動教室（主会場）への送迎等の支援体制を整えます	各地域コミュニティ 健康福祉課 まちづくり課

#### (5) スポーツ指導者の育成

スポーツ協会やスポーツ関係団体と連携し、スポーツ指導者の資質向上を図ります。技術指導だけでなく、スポーツの多様な楽しみ方の指導など、幅広いマネジメントができる指導者の育成に努めます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
指導者資質向上講習会の開催	・指導者のスキルアップを図るため研修会や講習会を開催します	スポーツ協会 スポーツ少年団 まちづくり課
スポーツ指導者養成講習会への参加支援	・各団体や協会等が主催している講習会の情報を提供する等参加の支援を行います	スポーツ協会 スポーツ少年団 まちづくり課

## (6) スポーツボランティアの育成

スポーツにおけるボランティア活動は、地域のスポーツ活動から大規模スポーツイベントのサポートまで広範囲にわたります。このボランティア活動によりスポーツ活動が支えられており、ボランティア活動を支える体制づくりや人材育成を支援していきます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
スポーツボランティアの周知と活動の場の確保	・スポーツボランティアの必要性や楽しさについて周知するとともに、ボランティアが参加できる場の充実を図ります	まちづくり課 スポーツ協会 スポーツ少年団
スポーツボランティアの資質向上	・スポーツボランティアの資質向上のため、研修会等の開催を支援します	まちづくり課 スポーツ協会 スポーツ少年団

### 3 スポーツ環境の整備

多くの市民が利用する見附市の公共スポーツ施設は、老朽化が進んでおり、今後整備していく中でその必要性、緊急度等を十分勘案する中で、見附市公共施設個別施設計画に基づき整備を進めていく必要があります。

なお、見附市の公共スポーツ施設は指定管理者制度を導入しており、今後も引き続き市民が利用しやすい施設となるよう市と指定管理者が連携していくとともに、安全な管理運営を図っていく必要があります。

また、これからスポーツをはじめたい方やスポーツイベント、運動教室などに参加したい方に的確な情報を伝えられるように情報配信体制を整える必要があります。

#### <評価指標>

項目	現状（R1 年度）	目標（R7 年度）
スポーツ施設利用者数	174,068 人	176,000 人

#### （1）スポーツ情報の集約と相談・発信の強化

いざスポーツをはじめようと思ったとき、いつ、どこで、どんなスポーツが行われているのかわからなければ、せっかくのモチベーションが下がってしまいます。スポーツイベントやスポーツ教室、サークル活動等などをわかりやすく発信し、市民がスポーツに興味・関心を持ち、積極的なスポーツ活動に結びつくようなスポーツ情報の充実に取組みます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
健幸スポーツの駅、健幸コンシェルジュ	・誰もがスポーツに参加しやすい情報発信のための環境整備と情報提供の資質向上に努めます	まちづくり課 健康福祉課 スポーツ協会 カーブス見附いちのつぼ



健幸フェスタ（出張健幸スポーツの駅と足型測定）

## (2) スポーツ団体の強化・支援

少子高齢化が急速に進み、生活スタイルの変化や嗜好の多様化等によりスポーツ離れが懸念されています。このような状況下において今後も継続してスポーツを推進していくためには各スポーツ団体が連携を強化し、それぞれの特性を活かしていく必要があります。その一環として、令和3年度中にスポーツ協会と総合型地域スポーツクラブの統合を目指しており、合併後の新組織を支援していくことで、より強化された組織づくりを進めます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
スポーツ協会と総合型地域スポーツクラブの合併	・スポーツ協会と総合型地域スポーツクラブを合併し、財政面、事業面においてもより強化した組織づくりを進めます	スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ まちづくり課

## (3) スポーツ施設の適正な管理と効率的な運営

見附市の公共スポーツ施設は、建設から40年以上経過した施設が多くあることから、施設整備等については、その必要性、緊急度等を十分に勘案する中で計画的に行っていくとともに、市民ニーズ、時代ニーズに応えられるよう、引き続き指定管理者制度を活用し、指定管理者と連携し市民ニーズにあった施設の管理、運営に努めます。また、施設を適正に管理し、スポーツを振興していくためには安定した財源の確保が必要です。そのため、スポーツ振興くじ助成金制度等の活用や広告料収入に加え、新たな財源の確保についても検討していきます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
施設の長寿命化	・施設の長寿命化を図るため、施設機能の維持管理に努めます	まちづくり課 指定管理者
指定管理者制度	・民間の力を活用しながら、市民サービスを向上させるとともに経費の削減を図ります	まちづくり課 指定管理者



見附市総合体育館



今町地区体育館

#### 4 スポーツを活用した「まちづくり」

見附市は新潟県のど真ん中に位置し、高速交通体系に容易にアクセスできる恵まれた環境にあります。このことをはじめとする見附市の持つ優位性を活かした各種大会等の誘致やスポーツ関連産業を振興し、地域経済の活性化を図ることで、スポーツを通じた活力あるまちづくりを進めます。

<評価指標>

項目	現状（R1年度）	目標（R7年度）
合宿団体数（市外団体数）	3団体	5団体

##### （1）スポーツ大会や合宿の誘致などによる交流人口の拡大

スポーツ大会や合宿では、トップレベルの選手を間近に見ることで、子どもたちの夢を育み、感動を味わうことができることや、多くの選手、関係者が来市し滞在するため、経済効果も期待でき、まちの活性化にもつながります。

したがって、これまで以上に各競技団体や民間団体とも連携を行い、地域の特色を活かして誘致活動を推進していきます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
大会や合宿の誘致	・地域の特色を活かした誘致活動を推進します	スポーツ協会 観光物産協会 地域経済課

##### （2）トップチーム・アスリートと連携した「まちづくり」

プロスポーツ選手やトップアスリートに直接指導してもらうことやプレーを間近で見たり交流することは、大きな感動を生みます。さらにはこの体験が、今後スポーツを続けていくうえで大きなモチベーションとなり、スポーツ人口の拡大にもつながります。そのためにも、プロスポーツ選手やトップアスリートを招聘し、スポーツ教室や交流試合等の開催を推進していきます。

主な取組み	事業概要	主担当・主な連携先
トップアスリートの招聘	・トップアスリートを招聘し、スポーツ教室や交流試合等の開催を推進していきます	民間企業等 大学等 スポーツ協会 まちづくり課

## 第5章 計画の推進にあたって

見附市のスポーツを推進していくためには、市民、地域、学校、スポーツ団体、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、それぞれの担う役割に対して積極的に取り組んでいくことが必要です。特にスポーツ協会は、これまでもスポーツ振興の現場の中心的な役割を担い、見附市のスポーツの推進には欠かせない存在です。このことから、今後もスポーツ協会と役割を分担、連携しながら、スポーツの振興に努めていくことが必要です。また、庁内関係部局との連携を図り、市民をはじめとする関係機関・団体の方々から意見を聞きながら、スポーツの推進に向けて取り組みます。

### 1 期待される役割

#### (1) 市民

本計画の最も重要な担い手は、市民一人一人です。市民は、スポーツの多様な活動を通じて、生きがいづくりや健康増進、人や地域とのつながりに向け主体的に参画する役割を担います。

#### (2) NPO 法人見附市スポーツ協会

(見附市スポーツ協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ)

見附市スポーツ協会は、競技団体・スポーツ少年団等で組織される市内最大のスポーツ団体です。令和3年度には総合型地域スポーツクラブとの合併が予定されており、活動は競技スポーツから生涯スポーツまで広範囲にわたります。これまで長年にわたり市民スポーツの推進組織として市内スポーツ団体のリーダーとして活動してきましたが、今後、社会環境の変化を踏まえた組織強化により、さらなるスポーツ推進のけん引役としての役割を担います。

#### (3) 見附市スポーツ推進委員

スポーツ基本法の施行とともに、体育指導員からスポーツ推進委員へ名称が変わり、地域スポーツコーディネーターとしての役割がより強くなりました。地域の生活者としての立場から、スポーツに無関心な層、またスポーツを始めようとするなどの市民に対して、スポーツ活動のきっかけづくり等の取り組みを行い、積極的に地域でのスポーツ活動に関わることで市民のスポーツ活動の推進を担います。

#### (4) 保育園・学校等

保育園等での運動遊び、学校体育・運動部活動等による乳幼児から少年期の体力向上や運動習慣の定着、生涯を通じてスポーツを楽しむきっかけや土台づくりが期待されます。また、スポーツや文化等、学校で培われた知識や技能を児童や地域に還元する

など、学校体育施設等の開放を活用した交流も期待されます。

#### (5) 民間事業者等

企業などの事業者が地域のスポーツ活動に協力や支援を行うことはスポーツの振興に大きな効果をもたらします。一方、企業においては企業イメージの向上や信頼性の向上等の効果が期待されます。スポーツ活動に対する支援のあり方について、理解を進めスポーツ振興に取組んでいくことが期待されます。

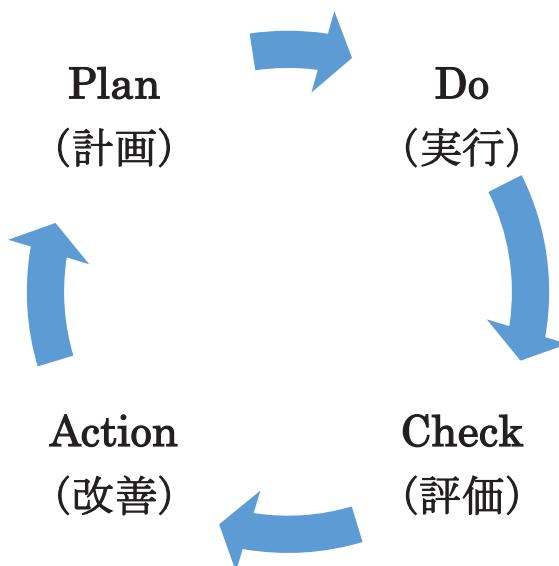
#### (6) 見附市

すべての市民のスポーツ活動をより充実したものにするため、スポーツの枠にとらわれることなく、幅広い機関及び府内関係部署と連携を図ります。

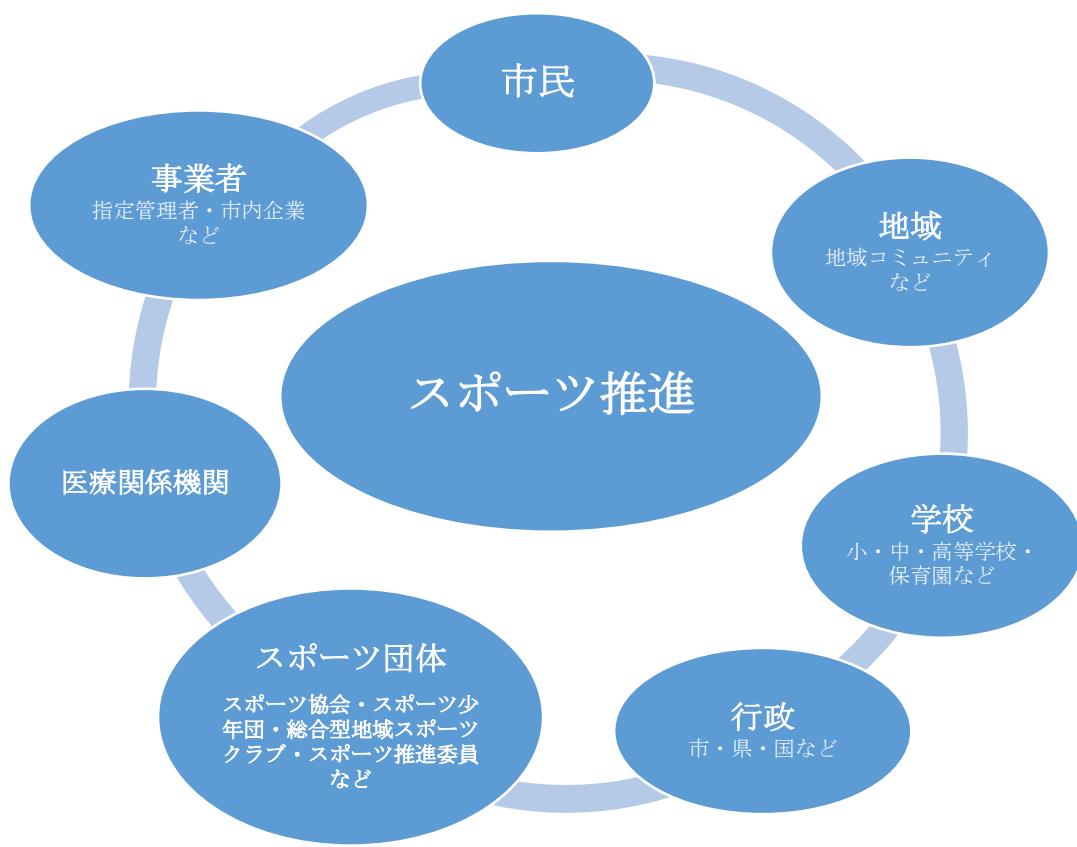
また、ソフトとハードの両面から環境の整備を図りつつ、市民の自発的なスポーツ推進に取り組みます。

## 2 計画の進捗管理

本計画を推進するにあたり、社会情勢や市民ニーズを把握するとともに、施策の進捗状況を評価し、フィードバックすることにより事業展開に反映することが必要です。そのため、市関係課および関係機関からなる見附市健幸スポーツ推進協議会において、計画の進捗状況について検証するとともに、必要に応じて市民アンケートやヒアリングを行い、事業の見直しを図ります。



<推進イメージ>



# 資料編

市内スポーツ施設の概要

	施 設	完 成	施設機能および大きさ
1	見附市総合体育施設 月見台 1-9-1	S46.6	競技場（アリーナ）1468.80 m <sup>2</sup> （バスケット 2 面、バレー 2 面、バドミントン 8 面、テニス 2 面）、屋内走路（1 周 170m）、卓球練習場 7 台
2	市民武道館 月見台 1-9-1	S47.8	柔道場 70 畳、剣道場 307.80 m <sup>2</sup> 、トレーニング室 205.20 m <sup>2</sup>
3	市民プール 月見台 1-9-1	S48.7	一般プール（9 コース）50m × 19m 最深 1.4m、幼児用プール最深 0.8m、ナイター設備
4	市民相撲場 月見台 1-9-1	S50.5	敷地面積 1970.97 m <sup>2</sup> 、上屋面積 196.00 m <sup>2</sup> 、ナイター設備
5	市民弓道場 月見台 1-9-1	S53.1	的場 68.04m、射場 6 人立て、ナイター設備
6	今町体育館 今町 5-37-33	H2.3	競技場（アリーナ）1053.91 m <sup>2</sup> （バスケット 1 面、バレー 2 面、バドミントン 6 面、テニス 1 面）
7	市民野球場（2 面） 片桐町 500 番地	S56.8	両翼 90m、センター 120m、ナイター設備
8	上北谷運動広場 神保町字山の下 609-1	S61.12	左翼 90m、センター 120m、右翼 65m
9	北谷スポーツ広場 名木野町 5320 番地	S55.9	約 40m × 87m、ナイター設備
10	見附運動公園野球場 本町字焼田所 1308-3	H6.5	両翼 96m、センター 120m、本塁～バックネット 20.00m、収容人員：メインスタンド 1,200 人、内野席 3,700 人、外野芝生席 2,600 人
11	見附運動公園テニスコート 本町字焼田所 1308-3	H1.3	全天候（砂入り人工芝）5 面、ナイター設備
12	見附運動公園多目的グラウンド 本町字焼田所 1308-3	S60.3	400m トラック（クレイ補装）、跳助走路（ウレタン補装）、砲丸投、障害池等、ナイター設備



## 健幸スポーツの駅

	施 設	相 談 時 間
1	ネーブルみつけ (いきいき健康づくりセンター内) 学校町 1-16-15	9:00~21:30 (月~土曜) 9:00~18:00 (日曜)
2	見附市総合体育館 月見台 1-9-1	9:00~17:30 (12:00~13:00 除く)
3	市立病院 (健康の駅内) 学校町 2-13-50	9:00~16:00 (月~金曜のみ)
4	今町ふれあいプラザ 今町 3-5-24	9:30~16:00 (月~水曜のみ)
5	カーブス見附いちのつぼ 市野坪町字浦 910-1	10:00~13:00、15:00~19:00 予約状況によりコンシェルジュが対応できない場合あり

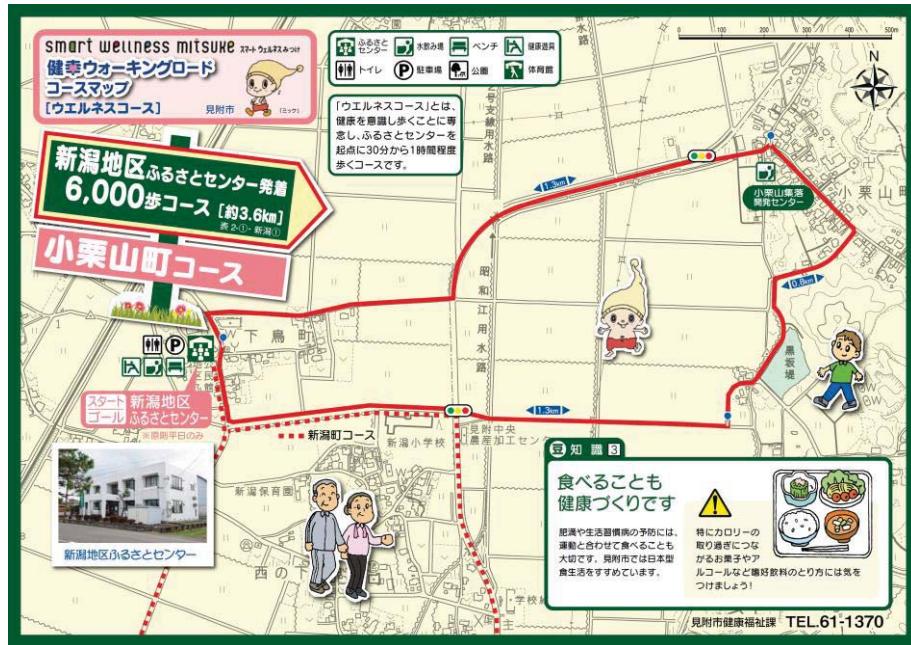


\* 各施設の閉館日により、相談できない場合があります。

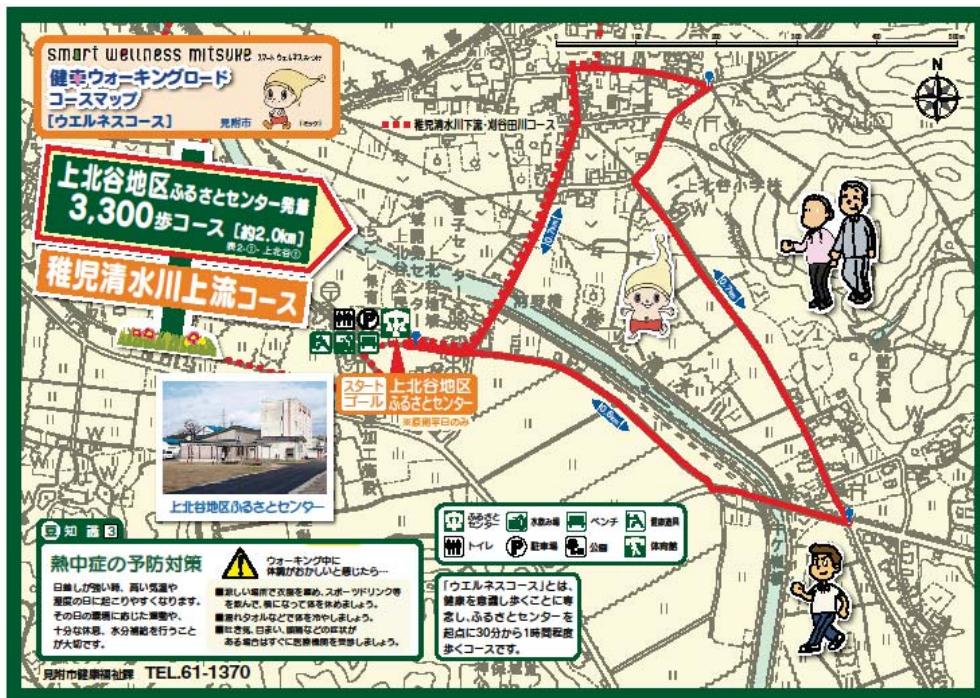
健幸ウォーキングロード  
葛巻地区ふるさとセンター発着コース



## 新潟地区ふるさとセンター発着コース



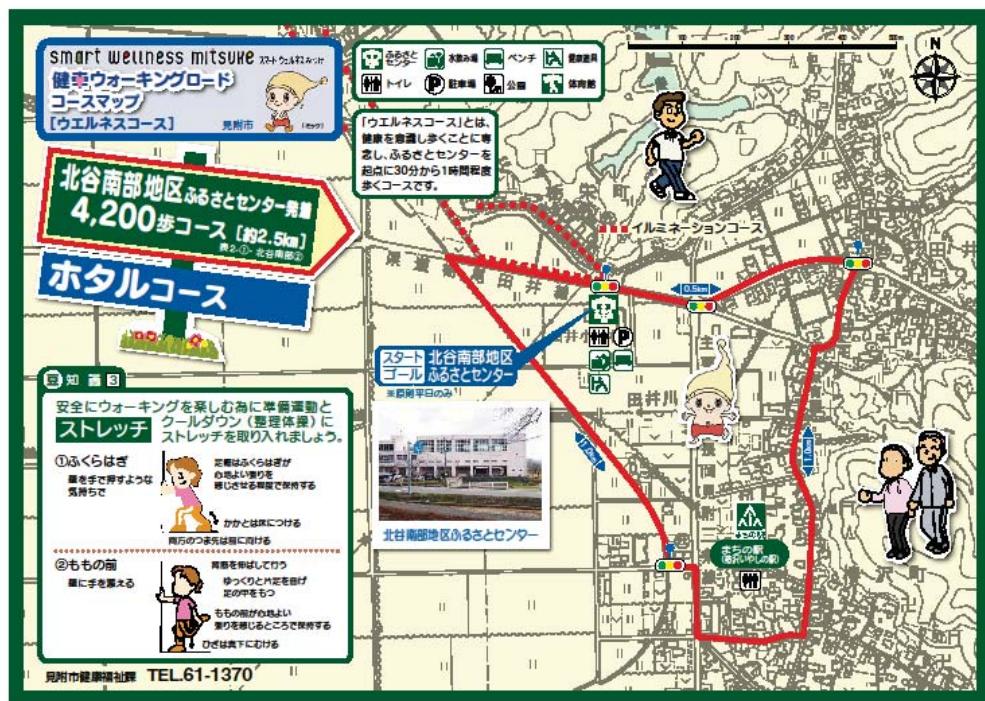
## 上北谷地区ふるさとセンター発着コース



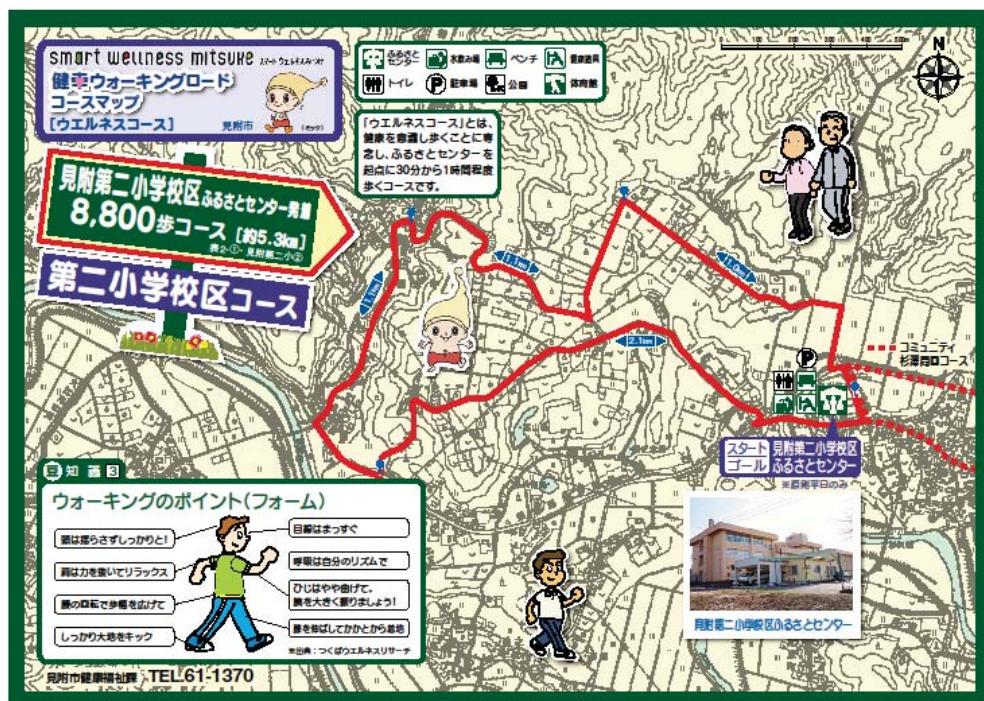
## 今町田園地区ふるさとセンター発着コース



## 北谷南部地区ふるさとセンター発着コース



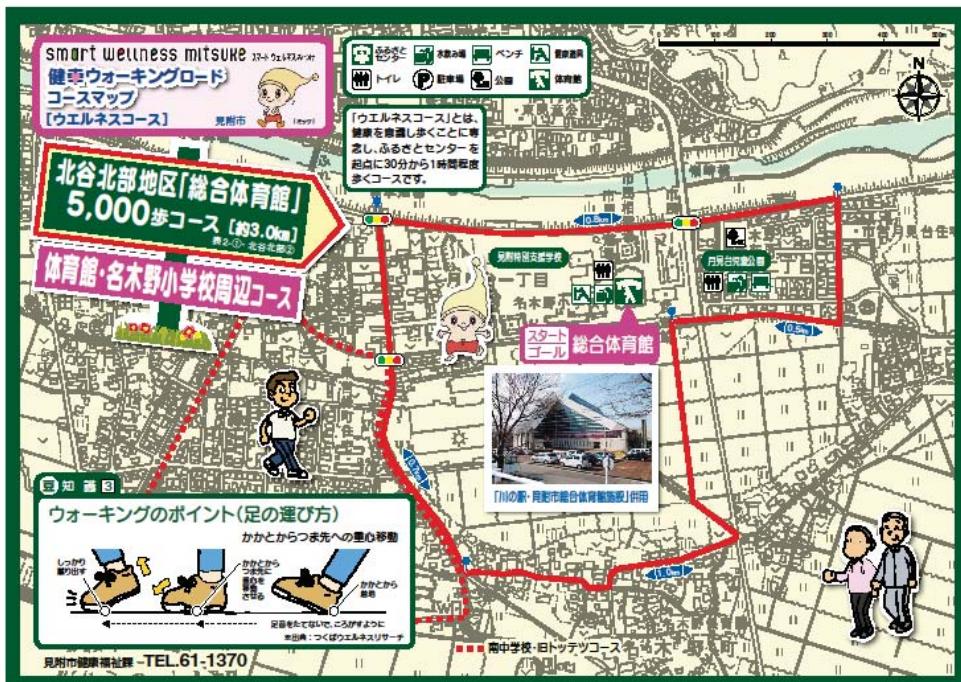
見附第二小学校区ふるさとセンター発着コース



## 北谷北部地区緑葉会館発着コース



## 北谷北部総合体育館発着コース



## 今町町部地区ふるさとセンター発着コース



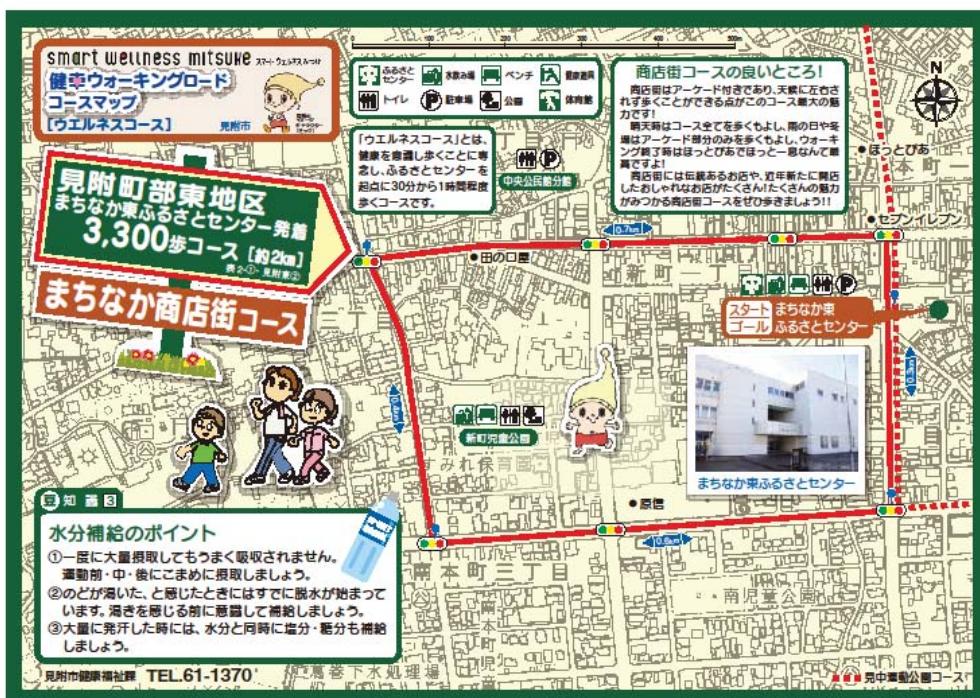
## 今町町部地区道の駅・パティオにいがた発着コース



庄川平ふるさとセンター発着コース



## まちなか東ふるさとセンター発着コース



まちなか西ふるさとセンター発着コース



## ○見附市健幸基本条例

平成24年3月22日  
条例第1号  
改正 平成30年3月22日条例第4号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民等の責務（第4条—第7条）

第3章 健幸なまちづくりに関する基本施策（第8条—第16条）

第4章 雜則（第17条）

#### 附則

見附市は、まちづくりを住んでいる人の幸せづくりとして行動してきた。特に、健康はその必要条件であるとともに、市民の願いであり、社会の活力の維持向上に欠くことのできないものである。市では、日本一健康なまちを目指して各種施策を実施してきたが、健康に関心のある層だけが参加する、これまでの政策から脱却することが急務となつてきている。

そのため、市民が健康で、かつ、生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことをこれからの中核に据えて、市民の行動変容を促し、住んでいるだけで生活習慣病予防や寝たきり予防を可能とする社会技術の確立が必要である。

市民が健康で幸せにとの願いを込めた「健幸」という新たな理念のもと、市民、地域コミュニティ、事業者及び市が、自助、共助、公助の考え方を基本として、歩くことは元来楽しく、歩くことで出会いや交流が生まれることを認識し、協働でまちづくりを進めることが重要である。

ここに、健幸なまちづくりについての基本理念を明らかにするとともに、市民一人一人の健幸の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、健幸なまちづくりについて、その基本理念を定め、並びに市民、地域コミュニティ、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その推進のための基本的事項等について定めることにより、市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができる目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「健幸」とは、一人一人が健康で、かつ、生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできる状態をいう。
- (2) 「市民」とは、市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (3) 「地域コミュニティ」とは、おおむね一つの小学校区を活動の範囲とし、当該地域内の全ての町内を構成団体に含み、市が認める団体をいう。
- (4) 「事業者」とは、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行うものをいう。

#### （基本理念）

第3条 健幸なまちづくりは、市民、地域コミュニティ、事業者及び市が地域社会を構成する一員として、それぞれの責務に基づいて、協働のまちづくりを育てることを基本に推進されなければならない。

- 2 健幸なまちづくりは、市民、地域コミュニティ、事業者及び市が心を通わせながら、互いに支え合い、協力及び連携することによって、推進されなければならない。
- 3 健幸なまちづくりは、科学的根拠に基づく、持続可能な施策を総合的に実施すること

によつて、推進されなければならない。

## 第2章 市民等の責務

### (市民の責務)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、人々と心を通わせながら、自ら健やかで充実した生活を営むことができるように努めるとともに、市が実施する健幸なまちづくりに関する施策に参加するよう努めるものとする。

### (地域コミュニティの責務)

第5条 地域コミュニティは、基本理念に基づき、健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、地域の人々と心を通わせながら地域の絆を築き、健康に関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健幸なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、自らが社会の一員であることを認識して、健康に関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健幸なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、健幸なまちづくりを推進するために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、前項の規定による施策に、市民、地域コミュニティ及び事業者の意見を反映させないように努めるとともに、その実施に当たつては、市民、地域コミュニティ及び事業者の理解と協力を得て行わなければならない。

## 第3章 健幸なまちづくりに関する基本施策

### (計画の策定)

第8条 市長は、健幸なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民の健幸づくりの推進に関する計画を定めるものとする。

### (自発的な行動の促進)

第9条 市は、健幸なまちづくりを推進するため、地域コミュニティ及び事業者と連携して、市民一人一人の健幸に関する意識を高め、市民の自発的な行動を促すための取り組みを行うものとする。

### (情報の提供)

第10条 市、地域コミュニティ及び事業者は、市民が健幸について必要とする情報の提供を行うものとする。

### (健幸づくりサービスの提供等)

第11条 市は、市民が健幸であるように、必要な健幸づくりに関するサービスを行うとともに、基盤整備を行うものとする。

### (普及活動の推進)

第12条 市は、健幸なまちづくりについての理解を深めるため、その普及活動を行うものとする。

### (健康教育の推進及び人材の育成)

第13条 市は、健康を理解し行動できる健やかで思いやりのある心を育むため、健康に関する教育を推進するとともに、必要な人材の育成を図るものとする。

2 市は、市民が健康で心豊かな生活を営むことができるよう、生涯を通じての学習及び文化活動の機会を確保するなど、必要な支援を行うものとする。

### (研究団体等との連携)

第14条 市は、健幸なまちづくりを推進するため、市が参加する研究団体と連携するとともに、国及び他の地方公共団体等と連携するものとする。

(表彰)

第15条 市長は、健幸なまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(健幸づくり推進協議会)

第16条 健幸なまちづくりの推進に関する基本的な事項を協議するため、見附市健幸づくり推進協議会を設置することができる。

第4章 雜則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## ○見附市歩こう条例

平成24年3月22日  
条例第2号

### (目的)

第1条 この条例は、市民が健康で、かつ、生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできるように歩くことを基本にしたまちづくり（以下「歩くを基本にしたまちづくり」という。）について、その基本理念を定め、並びに市民、地域コミュニティ、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その推進のための基本的事項等について定めることにより、市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らし、地球環境に優しい社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 歩くを基本にしたまちづくりは、市民が等しくその利益が享受できることを目指して行われなければならない。

2 歩くを基本にしたまちづくりは、歩くことは元来楽しく、心身を健やかにするものであり、また環境に優しいものであるという認識のもとに進められなければならない。

3 歩くを基本にしたまちづくりは、各種施策を総合的に推進することで、市民が徒歩で快適に移動できるための歩行環境の向上が図られることにより行われなければならない。

4 歩くを基本にしたまちづくりは、徒歩はもとより、自転車や公共交通での移動を軸に、自動車など他の移動手段と適切に役割分担されたもとで行われなければならない。

5 歩くを基本にしたまちづくりは、市民、地域コミュニティ、事業者及び市の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

### (市民の責務)

第3条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、歩くを基本にしたまちづくりについての理解と関心を深め、主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する歩くを基本にしたまちづくりに関する施策に参加するよう努めるものとする。

### (地域コミュニティの責務)

第4条 地域コミュニティは、基本理念に基づき、歩くを基本にしたまちづくりについての理解と関心を深め、地域の人々と心を通わせながら地域の絆を築き、歩くを基本にしたまちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する歩くを基本にしたまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、歩くを基本にしたまちづくりについての理解と関心を深め、自らが社会の一員であることを認識して、歩くを基本にしたまちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する歩くを基本にしたまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、歩くを基本にしたまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、前項の規定により策定する施策に市民、地域コミュニティ及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たつては、市民、地域コミュニティ及び事業者の理解と協力を得て行われなければならない。

### (歩くを基本にしたまちづくりに関する基本方針の策定)

第7条 市長は、歩くを基本にしたまちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、歩くを基本にしたまちづくりに関する基本的な方針（以下「歩くを基本にしたまちづくり基本方針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、歩くを基本にしたまちづくり基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ見

附市健幸基本条例第16条に規定する見附市健幸づくり推進協議会の意見を聞かなければならない。

(国等への要請)

第8条 市長は、歩くを基本にしたまちづくりの推進に関し必要があると認めるときは、

国、県その他関係団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

(援助)

第9条 市長は、歩くを基本にしたまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、市民、地域コミュニティ及び事業者に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(特例措置)

第10条 市長は、歩くを基本にしたまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、市民、地域コミュニティ及び事業者が行う行為については、市に対する申請書類を不要とし、又は一部省略することができる。

2 市民、地域コミュニティ及び事業者は、前項に規定する特例措置を受けようとする場合は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に基づく申請が行われたときは、その内容が第2条に規定する基本理念及び第7条に規定する歩くを基本にしたまちづくり基本方針に著しく反しない限り、これを許可しなければならない。

(歩くを基本にしたまちづくり月間)

第11条 市は、歩くを基本にしたまちづくりについての理解と关心を深めるため、歩くを基本にしたまちづくり月間を定めることができるものとする。

2 歩くを基本にしたまちづくり月間においては、市、地域コミュニティ及び事業者は、それぞれの立場で、啓発その他の活動を実施するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## ○スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第百七十七回通常国会

菅（直人）内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

### 附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自  
かん

律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動で  
あり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの  
となっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であ  
り、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境  
の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画  
することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同  
する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格  
の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や  
活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与す  
るものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすもの  
であり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こ  
うした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と  
感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツ  
は、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、ス  
ポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するな  
ど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのス

スポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることには鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しみができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二六法七六・一部改正)

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

##### (指導者等の養成等)

第十一條 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

##### (スポーツ施設の整備等)

第十二條 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようになるとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

##### (学校施設の利用)

第十三條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

##### (スポーツ事故の防止等)

第十四條 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

##### (スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向

上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

## 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及び

スポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 競技水準の向上等

#### （優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な發揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### （国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財团法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財團法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

#### （平三〇法五六・一部改正）

#### （国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財團法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

#### （平三〇法五六・一部改正）

#### （企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

#### （ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財團法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発

その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

##### (スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

##### (都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

##### (スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い关心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 第五章 国の補助等

##### (国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一條から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

##### (地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

##### (審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

---

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

---

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

## 見附市健幸スポーツ推進協議会委員

	所 属	選出区分
1	N P O法人 見附市スポーツ協会	スポーツ団体
2	一般社団法人 見附市観光物産協会	企業等
3	総合体育施設指定管理者	指定管理者
4	見附市教育委員会	教育
5	見附市健康福祉課	健康・福祉
6	見附市地域経済課	企業・観光
7	見附市企画調整課	総合戦略
8	見附市まちづくり課	地域
9	見附市まちづくり課	事務局

## 見附市健幸スポーツ推進計画

発行 見附市まちづくり課  
〒954-0052 見附市学校町1－16－15  
TEL 0258-62-7801  
FAX 0258-62-7810  
E-mail machi@mitsuke.niigata.jp